

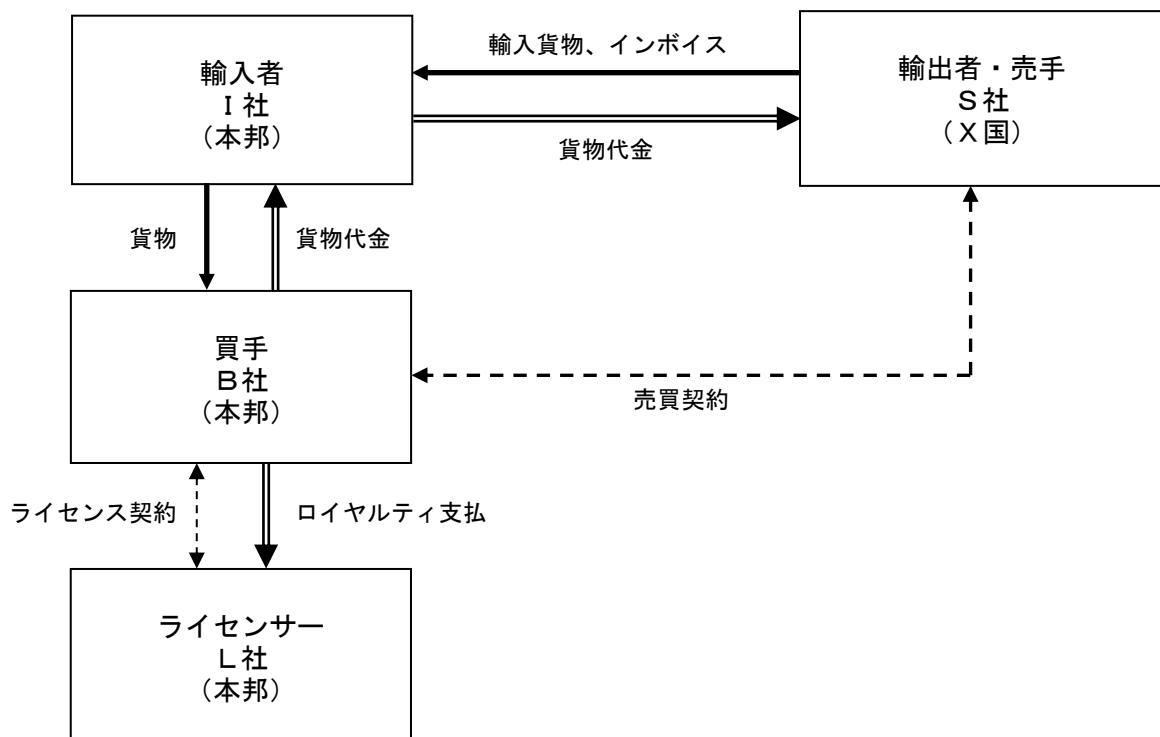
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が売手ではない第三者に支払うロイヤルティの取扱いについて

照会		
照会内容等	① 輸入貨物の品名	財布等（税表分類：第42類）
	② 照会の趣旨	買手がライセンサーに支払うロイヤルティは輸入貨物の課税価格に含めるべきものか否かについて照会するものです。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者との見解とその理由	別紙1のとおり。
	④ 関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項第4号
	⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答		回答年月日	平成28年6月28日	回答者	神戸税関業務部首席関税評価官
回答内容	別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税關としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。				

1. 取引形態図



2. 取引の概要

- (1) 輸入者 I社（以下「輸入者」という。）は、B社（以下「買手」という。）の依頼に基づき、X国所在の輸出者S社（以下「売手」という。）から、商標が付された財布等を輸入しています。
- (2) 当該輸入にあたり、売手と買手との間で輸入貨物の価格、品質、数量等を決め、これらが記載された売買契約書に売手と買手の双方がサインすることにより売買契約が成立します。
 売買契約成立後、売手は輸入者にインボイスを送付し、輸入者は、買手から輸入通関業務の依頼を受けて輸入申告を行うとともに、買手から決済代行の依頼を受けて輸出者へ当該インボイス金額を支払います。
 また、輸入者は、インボイス金額及び輸入代行手数料等を買手より受け取っています。
- (3) 当該商標を使用するにあたり、買手は、本邦所在のL社（以下「ライセンサー」という。）とライセンス契約を締結しています。
 なお、輸入者、買手、売手及びライセンサーの間に特殊関係はありません。
- (4) ライセンス契約の主な内容は次のとおりです。
 - イ. 買手はライセンサーから同ライセンサーが保有する商標が付された製品（以下「許諾製品」という。）の製造、販売、ノウハウ使用の権利を付与されています。
 - ロ. 買手はライセンサーから付与された権利の対価として、許諾製品の出荷金額の a%相当額の使用料（以下「ロイヤルティ」という。）を支払います。

ハ. 許諾製品の製造の開始に先立ち、買手は、当該許諾製品を下請製造させたい製造業者をライセンサーに書面で通知し、ライセンサーは当該下請業者を製造業者と認める旨を書面で買手に通知することとなっており、買手は当該製造業者に対してのみ許諾製品の下請製造をさせることができます。

二. 買手は、製造業者が許諾製品に正しい許諾商標を付し、本契約の条項を遵守することに責任を持ち、製造業者が当該契約に反する行為をした場合には、買手がライセンサーに責任を負い、損害が生じた場合にはライセンサーにその賠償をします。

また、買手は、ライセンサーが製造業者に対し、出来る限り当該契約に基づく権利を直接行使出来るようにします。

ホ. ライセンサーは、買手がライセンス契約に基づく支払いを怠ったときは、ライセンス契約を解除できます。

ヘ. ライセンス契約が解除された場合、買手は製造業者に対して商標の使用の許可を停止します。

ト. ライセンサーは、商標を保護する等の目的で、何らかの手続を自らとることができます。ライセンサーが当該手続を取る場合、買手は訴訟手続に参加することを含め最大限協力する又は製造業者に協力させます。

(5) 本取引について、輸入者が買手に確認した事実は次のとおりです。

イ. 上記(4)ハ.について、ライセンサーは許諾製品を製造する製造業者を認める旨書面で買手に通知することとなっておりますが、実際には、ライセンサーからの指示もないため、買手はライセンサーに対し製造業者の通知を行っていません。

ロ. 上記(4)ニ.について、買手は、ライセンサーが製造業者に対し、出来る限り当該契約に基づく権利を直接行使出来るようにすることとなっていますが、当該契約に基づく権利とは、上記(4)トのライセンサーが商標を保護する等の目的で訴訟手続きをとる場合に製造業者に協力をさせることをいいます。

ハ. 買手と製造業者である売手の間には当該ロイヤルティの支払いに関する取決めはなく、ライセンサーが売手に商標の使用を許諾している及び売手がライセンサーの下請業者である事実もありません。

二． 製造業者である売手は、買手とライセンサーとのライセンス契約に係る取決め内容について把握していません。

3. 関税評価に対する照会者の見解

ライセンス契約では、買手は事前にライセンサーの承認を受けることを条件として製造のための下請業者を使用できるとされていますが、実際には承認を受けることなく買手が選定した下請業者で許諾製品を製造しており、製造する許諾製品の数量や品質に関する管理にライセンサーは関与していません。また、買手、売手、ライセンサー、輸入者の間に特殊関係はなく、買手と売手の間にロイヤルティの支払いに関する取決めもなく、ライセンサーが売手に商標の使用を許諾している事実もありません。

以上のことから、買手がライセンサーに支払うロイヤルティは関税定率法基本通達4－13（4）に挙げられている対価に該当せず、買手がロイヤルティを支払わなければ、売手との間で実質的に輸入貨物に関する輸入取引を行うことができないとは認められないと考えます。

従って、当該ロイヤルティが輸入取引をする為に買手から支払われているものには該当せず、輸入貨物の課税価格に算入されないものと考えます。

【回答内容】

本事案において、買手がライセンサーに支払うロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に掲げる特許権等の使用に伴う対価に該当せず、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【理由】

1. 関係法令等

関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項本文において、輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とするとされています。

法基本通達（以下「通達」という。）4-1(1)において、「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する、との解釈が示されています。

法第4条第1項第4号において、輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの（当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるものは課税価格に算入するとされています。

通達4-13(3)において、「輸入貨物に係る」特許権等の使用に伴う対価とは、輸入貨物に関連のあるものをいい、例えば、次のような場合における特許権等の対価をいうとされています。

イ 特許権（省略）

ロ 意匠権（省略）

ハ 商標権については、輸入貨物が商標を付したものである場合又は加工後に商標が付されるものである場合

ニ 著作権（省略）

なお、特許権等のうち、上記に掲げるもの以外のものについては、上記に準じて取り扱うものとする

通達4-13(4)において、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」とは、当該輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価であって、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるものをいい、その判断は、当該輸入貨物に係る売買契約やライセンス契約の内容だけではなく、当該輸入貨物に係る取引に関する契約の内容及び実態、取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情を考慮して行うものとし、これに該当するものとして取り

扱う対価が例示されています。

通達4-13(6)において、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、買手により支払われた当該輸入貨物を本邦において頒布し又は再販売するための権利を取得するための対価は、当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われたものでないときは、当該輸入貨物の課税価格に算入しない。」とされています。

2. 法第4条第1項本文に係る検討（輸入取引）

本件取引において、B社と輸出者は、輸入貨物の品名、数量、価格、納期、貿易条件等を決め、当該取決めの内容に基づいて、輸出者は、B社から輸入通関業務の依頼を受けた輸入者に対しインボイスを発行しています。

そして、輸入者が提出した輸入関係書類等から、B社の依頼に基づいて輸入者が輸入申告を行い、B社が輸入者を経由し輸出者に貨物代金を支払っていることが確認できます。

よって、本邦に拠点を有するB社が貨物を本邦に到着させることを目的として、輸出者と売買を行い、実際に当該貨物を本邦に到着させていることから、B社と輸出者の間の売買が法第4条第1項に規定する「輸入取引」となり、B社が買手、輸出者が売手であると認められます。

3. 法第4条第1項第4号に係る検討

(1) 「輸入貨物に係るもの」

輸入貨物には、ライセンス契約の対象であるライセンサーの商標が付されており、当該ロイヤルティは、通達4-13(3)にいう「輸入貨物に係る」ものと認められます。

(2) 「輸入貨物の輸入取引をするために支払われるもの」

① 本件ロイヤルティは、ライセンス契約上、買手に対し、商標が付された輸入貨物の製造、販売、ノウハウ使用の権利を付与され、その対価を支払うこととされているところ、通達4-13(4)及び(6)に規定する「当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるもの」であるかについて、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて判断することとなります。

② 買手とライセンサーとの間のライセンス契約においては、本件ロイヤルティの支払を本件輸入貨物の輸入取引をするための条件とするような直接的な記述や、本件ロイヤルティの支払いが行われなかった場合にライセンサーが買手を介さずに売手（製造者）を直接コントロールし輸出のための販売を中止させるような条項はなく、本件ロイヤルティが「輸入貨物の輸入取引をするために支払われるもの」であることを直接的に示す規定は同契約書には存在しません。

③ また、本件ロイヤルティが「輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」で

あるかについては、通達4-13(4)に規定する「買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるもの」に該当するか否かを、当該輸入貨物に係る取引に関する契約の内容及び実態、取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情を考慮して行うこととなるところ、本件ロイヤルティは同通達の例示のいずれにも該当しません。

④ さらに、本件におけるライセンス契約の内容及び輸入者が買手に確認した事実について検証すると、以下のとおり、買手がライセンサーにロイヤルティを支払わなければ実質的に輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるとは言えず、当該ロイヤルティは「輸入取引をするために支払われるもの」に該当しません。

イ. ライセンサーが買手から製造業者の通知を受けていないことに加え、製造業者が買手とライセンサーとのライセンス契約に反する行為をした場合の責任は買手が負うこととされており、また、ライセンス契約においてライセンサーが製造業者に直接行使できるようになるとされている権利はライセンサーが商標を保護する等の目的で訴訟手続きをとる場合において製造業者に協力をさせることに限られていることから、ライセンサーが製造業者に貨物の製造を直接中止させることができるとは認められません。

ロ. 買手がロイヤルティの支払いを怠ったときは、ライセンサーはライセンス契約を解除できることとされていますが、これはあくまでもライセンサーと買手の間の契約解除であり、ライセンサーと製造業者の間には特殊関係もなく、また、製造業者は買手とライセンサーとの取決め内容について把握していないことから、この点においても、ライセンサーが製造業者に貨物の製造を直接中止させることができるとは認められません。

⑤ これらのことから本件においては、当該輸入貨物に係る取引に関する契約の内容及び実態、取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情を考慮して総合的に判断した結果、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるとは認められません。

4. 結論

以上のことから、本件ロイヤルティの支払いは、「輸入貨物に係るもの」ではあるものの、「輸入貨物の輸入取引をするために支払われるもの」とは認められません。

このため、本事案において、買手がライセンサーに支払うロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に掲げる特許権等の使用に伴う対価に該当せず、輸入貨物の課税価格に算入されません。